

# 経営者協会だより

中小企業経営者協会  
中小企業経営労務研究所  
横浜市青葉区青葉台2-10-20 第2志田ビル3階1号室  
TEL: 045-988-5155 FAX: 045-988-5165  
http://www.chukeirou.jp  
E-mail: chukeirou@gol.com

## CONTENTS

page	
1	過重労働、賃金不払残業、休日・休暇の相談多数 過重労働解消相談ダイヤルの結果公表
2	<b>特集</b> 良い人材が来てくれない… 中小企業の採用。良い応募者を集める方法
4	<b>TOPICS</b> ●女性活躍推進法、解釈Q & Aを公表 ●半数でトラブル、学業に支障も。 大学生アルバイトの意識調査結果 ●正社員への転換、 パートは希望少なく契約社員は多い
5	<b>お知らせ</b> 健康保険の報酬月額の上限が変わります
6	すっきりわかる。年金 年金一元化による変更。 入社後すぐ退職したら保険料が戻る？
7	人事労務の法律ミニ教室 衛生委員会とは？ 何をするの？
8	正しく知ろう。労働時間 待ってるだけの時間は労働時間？
8	労務ひとこと 最低賃金 1,000 円を目指す

## 過重労働、賃金不払残業、休日・休暇の相談多数 過重労働解消相談ダイヤルの結果公表

厚生労働省は昨年 11 月 24 日、「過重労働解消相談ダイヤル」・「労働条件相談ほっとライン」の相談結果を公表しました。主な相談内容は、長時間労働・過重労働、賃金不払残業、休日・休暇に関するものが多く、件数はグラフのとおりです。

### 相談事例

相談事例には、「1 カ月の残業が 100 時間を超えているが日報には過少申告の記載をすることが当たり前となっている」など労働時間が管理されていない例や残業手当が支払われない例、「140 時間の残業をしており医師による面接指導を受けたいと申し出たが実施してもらえなかった」「定期健

康診断が実施されていない」など労働安全衛生法上の必要な措置が実施されていない例、「数カ月間休日がなく、前に休んだのは 4 カ月前」など休みが取れないという例がありました。

### 国をあげて過重労働を撲滅

平成 26 年 11 月に「過労死等防止対策推進法」が施行され、「日本再興戦略改訂 2015」にも「働き過ぎ防止の取組強化」が盛り込まれるなど、長時間労働対策の強化が喫緊の課題となっています。厚生労働省では、11 月に「過重労働解消キャンペーン」を実施しており、その

一環として過重労働解消相談ダイヤルが設置されていました。

相談のうち、法令上問題があるケースについては、労働基準監督署に情報提供をおこない、監督指導を実施するなど、必要な対応をおこなうとしています。

